

2006年8月24日
大口自家発電施設者懇話会

溶接安全管理検査制度の見直しに対する意見

1. はじめに

大口自家発電施設者懇話会は、各業種の大口自家発電施設者(火力で20MW以上を有している事業者、または20MW未満の水力事業者も含む。)56社1団体の集まりで、国内の自家発電設備容量の約51%を占める任意団体です。一般電気事業者がすべて加盟する電気事業連合会とは異なり、自家発電施設者全体を代表する組織ではないことをご理解ください。また当懇話会は、専任要員を抱える常設組織ではないため、今回行なわれているような、短期間での課題抽出、対策案構築に自ら参画する検討方法には、マンパワー的に対応できないことをご理解願いたいと思います。

2. 現状認識

自家発電施設者のほとんどは、2000年に電事法が改正された後も、溶接自主検査そのものが少ない、溶接に関する専門技術者が確保できていない、システム審査のシステム維持に相当な労力が必要等の理由により、第1者検査と個別審査での溶接検査がなされてきており、その範囲においては特に問題は生じていないと認識しています。

また、設置者として、電事法52条が要求している溶接事業者検査を実施し、この検査の実施体制について安全管理審査を受審すること、また、其の責任は最終的には設置者が負うべきことの認識も十分もっております。

3. 電力安全小委員会、溶接安全管理検査WGで当局から提示された課題についての意見

課題1) 運用上設置者と溶接工場の組み合わせを受審単位としている一方、個々の設置者、

施工工場についてみれば、重複した審査が行われている懸念が存在する。

意見) 民間認証制度の利用で解消できるものとする。

課題2) 民間認証活用以外にも第三者検査機関の活用についての要望が出されている。

意見) 現状のやり方に追加することで選択の幅が広がるのであれば問題ない。

課題3) 溶接に係る技術基準で要求されている施工方法、溶接士の資格の確認方法の位置づけが必ずしも明確でない。

意見) 現行法では設置者責任となっているものの、溶接技術・品質保証に直結する問題であり、溶接施工工場できちんと対応すべきと考える。

4. 検討に当たっての自家懇としての要望

- ・ そもそも2000年の電気事業法改正は電力保安に対する規制緩和にあり、今回の作業において事業者負担が増えない方向での検討をお願いしたい。
- ・ 電事法は設置者等の自己責任の下で保安確保のための取り組みを促しており、問題が生じた場合の責任も損害も一義的には事業者が負う事になる。そのような中で、行政において細部に渡る規制が行なわれないように望む。
- ・ 事業者の選択肢が拡大の方向での検討をお願いしたい。

具体的には下記のとおり：

1) 第1者検査を残していただきたい

自家発電施設設置者の場合、多くは第1者検査を実施しており、現状どおり第1者検査の選択肢を残していただきたい。

2) 個別審査を残していただきたい

溶接安全検査の頻度が少ない設置者が、システム審査のためのシステムを構築し維持することは過大な負担となるため、個別安全管理審査は残していただきたい。

3) 民間認証制度を残していただきたい

自家発電設置者は現在ほとんど利用していないが、今後の状況の変化によっては、本制度の活用の可能性も考えられる。

5. 設置者責任について

電気工作物で万が一問題が発生した場合には、その責任、被害ともに一義的には設置者が負う事になるため、当然設置者は事故が発生しないよう最大限の努力を払っている。これは自主保安、自己責任の考え方とも合致する。

一方、PL法においては製造者責任を問うており、電気工作物に関してもPL法の効力が及ぶものと考えられる。電気工作物製造の一工程である「溶接」は、現実的には設置者が全てを確認・保証することは困難であり、実際に溶接施行を行なう製造者が、その品質に対して責任を負うと考える方が、現実にも則し、PL法にも合致していると考えられる。

今後の見直し作業においては、電気工作物の溶接に関しても、電気工作物の工事、維持、運用の責任主体である設置者が、同様に責任主体ではあるが、製造者責任の考え方も考慮されるようご検討をお願いしたい。

以上